別表十二（十六）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第18条の８（福島再開投資等準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の８（連結法人の福島再開投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「累積限度超過額の計算」の各欄は、「投資予定額　(4)」の欄の金額が「前期以前の損金算入額の合計額　(6)」の欄の金額を超える場合には、記載を要しない。

3　「特別償却実施額　(18)」の欄は、当該事業年度又は連結事業年度における震災特例法第18条の８第３項各号又は第26条の８第３項各号に定める金額の合計額を記載すること。

4　「３　年　間　均　等　益　金　算　入　額　((15)－(16)－(17)と(20)×$\frac{12}{36}$)のうち少ない金額)－(19)　(21)」の分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載すること。

別表二十一の㈠中「再投資等準備金」の下に「、福島再開投資等準備金」を加え、同表の㈡中「再投資等準備金積立額」の下に「、福島再開投資等準備金積立額」を加える。

**附　則**

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行の日から施行する。ただし、第二十七条の十四の改正規定は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## ○財務省令第五十二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百五十一号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の三の二第一項、第十八条の八第一項及び第二十六条の八第一項の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

財務大臣　麻生　太郎

### 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五の二第一項中「第十一条の三の二」を「第十一条の三の三」に、「第三条の五の二第二項」を「第三条の五の三第二項」に、「第十三条の二の二」を「第十三条の二の三」に改め、同条第二項中「第十一条の三の二」を「第十一条の三の三」に、「第十三条の二の二」を「第十三条の二の三」に改め、「「法人」の下に「（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同条を第三条の五の三とする。

第三条の五の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

**第三条の五の二**　法第十一条の三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる積立期間とする。

2　法第十一条の三の二第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる積立金の総額とする。

第六条の六第一項中「第十八条の八第一項（一）を「第十八条の九第一項（一）に改め、同項各号中「第十八条の八第一項第一号」を「第十八条の九第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十八条の八第一項第二号」を「第十八条の九第一項（二）に改め、同項第一号中「第十八条の八第一項第二号」を「第十八条の九第一項第二号」に改め、同条第三項中「第十八条の八第一項」を「第十八条の九第一項」に、「第六条の六第一項」を「第六条の八第一項」に改め、同条第五項中「第十八条の八第三項の」を「第十八条の九第三項の」に改め、同項第一号中「第十八条の八第三項第一号」を「第十八条の九第三項第一号」に改め、同項第二号中「第十八条の八第三項第二号」を「第十八条の九第三項第二号」に改め、同条第六項中「第十八条の八第五項」を「第十八条の九第五項」に改め、同条を第六条の八とする。

第六条の五の二を第六条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（福島再開投資等準備金）

**第六条の七**　法第十八条の八第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる積立期間とする。

2　法第十八条の八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる積立金の総額とする。

第九条の六第一項中「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に、「第十八条の八第一項第一号」を「第十八条の九第一項第一号」に、「第六条の六第一項各号」を「第六条の八第一項各号」に改め、同条第二項中「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に、「第十八条の八第一項第二号」を「第十八条の九第一項第二号」に、「第六条の六第二項各号」を「第六条の八第二項各号」に改め、同条第三項中「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に、「第九条の六第一項」を「第九条の八第一項」に改め、同条第四項中「第二十六条の八第二項」を「第二十六条の九第二項」に改め、同条第五項中「第二十六条の八第三項」を「第二十六条の九第三項」に、「第六条の六第五項各号」を「第六条の八第五項各号」に改め、同条第六項中「第二十六条の八第五項」を「第二十六条の九第五項」に、「第十八条の八第五項各号」を「第十八条の九第五項各号」に改め、同条を第九条の八とする。

第九条の五の二を第九条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人の福島再開投資等準備金）

**第九条の七**　法第二十六条の八第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる積立期間とする。

2　法第二十六条の八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる積立金の総額とする。

**附　則**

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行の日から施行する。